令和５年第５回臨時会

江東区教育委員会会議録

令和５年１１月２７日（月）

江 東 区 教 育 委 員 会

令 和 5 年 第 5 回 江 東 区 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

１　開会年月日　　令和５年１１月２７日（月）午前　９時３０分

２　閉会年月日　　令和５年１１月２７日（月）午前１０時４２分

３　開 会 場 所　　江東区役所

４　出 席 委 員　　本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、
安部敏啓、淺野美智子

５　出 席 職 員　　杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、
西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、
榎本江東図書館長、関戸深川図書館長

６　議題

日程第１　議案第４０号　江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取

日程第２　議案第４１号　江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第３　議案第４２号　江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

７　報告事項

（１）江東区学校施設長寿命化計画（改訂素案）について　ほか

８　協議事項

（１）令和６年度学校用務業務の委託実施校について

９　審議概要

本 多 教 育 長　　それでは、ただいまより令和５年第５回江東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日、鈴木委員より欠席の届出がありましたので御報告いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

これより審議に入ります。

日程第１　議案第４０号　江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取、日程第２　議案第４１

号　江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則は、互いに関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第１４条第２項の規定により一括議題といたします。本案について、事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長　議案第４０号　江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

議案第４１号　江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和５年１１月２７日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多　健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条及び同法第１５条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長　庶務課長。

星名庶務課長　それでは、議案第４０号及び議案第４１号につきまして、一括して御説明いたします。

今回御審議いただきます条例及び規則につきましては、１０月の本委員会で御説明いたしました特別区人事委員会勧告の実施内容について、特別区長会と職員団体で労使合意が調いましたので、勧告どおりに実施するための条例規則の改正となります。

まず、条例でございます。恐れ入ります、資料１をお願いいたします。

改正の内容でございますが、まず、月例給につきましては、公民格差を解消するために給料月額を引き上げるため、別表１に定める給料表を改定するものでございます。

次に特別給でございますが、勧告どおり、年間支給月数を０．１月引き上げるものでございます。

まず、①につきましては令和５年度の手当の支給でございます。こちらにつきましては１２月期の手当で調整する必要があるということですので、（ア）の管理職以外の一般職員につきましては、この引上げ分を勤勉手当に割り振りまして、支給月数を定年前職員は１．１７５月分、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては０．５７５月分とし、年間支給月数をそれぞれ２．２５月分、１．１０月分とするものでございます。

次に、（イ）の管理職員につきましては、引上げ分を勤勉手当と期末手当に均等に割り振り、支給月数を定年前職員は勤勉手当を１．３２５月分、期末手当を１．０５月分とし、定年前再任用短時間勤務職員及び

暫定再任用職員につきましては、勤勉手当を０．６５月分、期末手当を０．６月分とするとしております。これによりまして、年間支給月数は、定年前職員は勤勉手当が２．６０月分、期末手当が２．０５月分とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては、それぞれ１．２７５月分、１．１７５月分とするものでございます。こちらにつきましては、４月の民間と公民格差を比較してございますので、年度内に精算するために、まず、今回は１２月分に全て乗せるという形の改正でございます。

続きまして、②につきましては、令和６年度以降の取扱いでございます。まず、期末手当につきましては、管理職員は６月及び１２月の支給月分は１．０２５月分とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては、０．５８７５月分といたします。

また、勤勉手当につきましては、一般職員の６月及び１２月分の支給月分を１．１２５月分とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては、それぞれ０．５５月分といたします。管理職員におきましては、同様に６月及び１２月分の支給を１．３０月分とし、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につきましては、０．６３７５月分といたします。こちらにつきましては、５年度の精算分につきましては５年度で精算、６年度につきましては、新たに支給月数を６月、１２月で調整する形で勧告どおりの増という反映をさせてございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたしまして、月例給につきましては、令和５年４月１日の比較での公民格差でございますので、４月１日に遡って適用するものでございます。

また、特別給に係る６年度以降の取扱いについては、令和６年４月１日より施行いたします。

続きまして、規則でございます。資料２を御覧ください。

こちらにつきましては、条例を受けまして、本年１２月期の勤勉手当の支給月数を定めるための改正でございます。先ほど御説明いたしました条例の支給月数におきましては、条例で上限が定められている規定になってございまして、具体的な支給月数については規則で定めるものとされてございます。先ほど御説明いたしましたとおり、規則の支給月数を改正するという形でございます。

５のその他に記載のとおり、本改正につきましては、条例可決及び特別区人事委員会の承認を前提とするものでございます。

なお、条例のところで御説明いたしました令和６年度以降の勤勉手当に係る規則の改正につきましては、今定例会ではなく、本年度中に再度、規則の改正を委員会で諮る予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長　本案について、質疑願います。
安部委員。

安　部　委　員　御説明ありがとうございます。確認ですけど、こちらは基本的には区独自のものではなくて、勧告があって、そのルールに基づいてやったということで、江東区においては、ほかと違ってこういうことをしていることが、この内容に何かありますか。

本 多 教 育 長　庶務課長。

星 名 庶 務 課 長　給与に関しては、基本的には２３区統一事項と定められておりまして、どこの区でも同じ給与条例の適用になる形でございますので、今回の勧告の反映につきまして、各区で違うということはございませんので、江東区独自のものもございません。

本 多 教 育 長　安部委員。

安　部　委　員　ありがとうございます。確認ですけど、この勧告は、どのぐらいの周期でされるでしょうか。

本 多 教 育 長　庶務課長。

星 名 庶 務 課 長　基本的には毎年１回、勧告がございまして、その年の４月に支払われる民間の給料と公務員の給料を比較して、その中での増減をこのくらいの時期ですかね、１０月ぐらいに勧告が出ますので、１２月期の条例改正をお願いしているところでございます。
以上です。

本 多 教 育 長　よろしいでしょうか。

安　部　委　員　はい。

本 多 教 育 長　ほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、お諮りいたします。日程第１及び日程第２について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
本 多 教 育 長　御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、これから審査いたします議案につきましては、報告事項５と密

接な関係がありますので、ここで順序を変更しまして、まず、報告事項５の報告を聴取し、その後に議案の審議に入りたいと存じます。

それでは、報告事項５　有明こども図書館の開設についてを説明願います。

江東図書館長。

榎本江東図書館長　それでは、報告事項５　有明こども図書館の開設について御説明いたします。恐れ入ります、資料８を御覧ください。

１　施設の概要でございます。名称は江東区立有明こども図書館、所在地は有明二丁目の有明スポーツセンター７階、建物概要については記載のとおりでございます。

次に、２　施設の運営についてでございます。これまで令和６年３月中の開設と御説明してまいりましたが、開設日については、令和６年３月１７日、日曜日の予定としております。運営は、先日の第３回区議会定例会にて指定管理者の指定議決をいただいた株式会社ヴィアックスによる運営となります。休館日及び開館時間は記載のとおりです。基本的には他の図書館と同様ですが、有明こども図書館は有明スポーツセンター内の施設となることから、有明スポーツセンター全体が休館となる第２、第４月曜日についても休館となるところでございます。

次に、３　施設の主なスペースです。これまでも御説明してきたところでございますが、こども図書館として、親子でくつろぎながら読書ができる絵本コーナーや児童図書コーナー、個人が集中して読書ができる学習ブースのほか、グループで話合いながら学習できるスペースなどを整備いたします。また、一般の方も御利用いただける新聞・雑誌コーナーも設けることとしております。

なお、資料の裏面には施設の平面図を載せてございますので、併せて御参照ください。

本報告については以上でございます。

本多教育長　本件に関する質疑につきましては、この後の議案審議の際に併せてお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

次に、日程第３　議案第４２号　江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を議題といたします。本案について事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長　議案第４２号　江東区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則。

上記の議案を提出する。

令和５年１１月２７日。
提出者、江東区教育委員会教育長、本多　健一朗。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１５条の規定に基づき、本案を提出します。

本　多　教　育　長　　江東図書館長。

榎本江東図書館長　　それでは、議案第４２号について御説明いたします。資料３を御覧ください。
１　制定の理由でございますが、江東区立図書館条例につきましては、新たに江東区立有明こども図書館を設置するため、本年５月の本委員会にて御審議いただいた後、６月開会の第２回区議会定例会にて、条例の一部改正について議決をいただいたところでございます。
その際、施行期日につきましては、別途、教育委員会規則で定める日から施行するとしておりましたので、今回、その施行期日について定めるものでございます。２の施行期日を御覧ください。有明こども図書館の名称、位置、開館時間等を定めた本条例の改正につきましては、指定管理者の指定期日と同日の令和６年３月１日といたします。なお、本施設につきましては、先ほど御報告のとおり、３月１７日の開館を予定しております。
説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

本　多　教　育　長　　それでは本案について、報告事項５と併せて質疑願います。
いかがでしょうか。
安部委員。

安　部　委　員　　御説明ありがとうございます。念のためですけど、今、人繰りとか、いろいろ大変な状況になっているかと思うんですけど、指定管理者のヴィアックスさんで、人繰りで問題が出ているとか、そういうことは特に聞いていないということでよろしいでしょうか。

本　多　教　育　長　　江東図書館長。

榎本江東図書館長　　指定管理者のヴィアックスとは協議を開始したところでございまして、その中で、職員の採用についても求人をかけているという状況は聞いてございます。ただし、その中で、なかなか人が見つからないといったような報告は来ていないところでございます。

本　多　教　育　長　　よろしいでしょうか。

ほかに、工事とか、準備の状況とか、何か報告できることがあればお願いします。

江東図書館長。

榎本江東図書館長　工事の状況でございます。おおむね予定どおり、工事は進捗してございまして、今月に入りまして、例えば内装工事を終えて、造作工事ですとか塗装工事に入っていると聞いてございます。２月末の竣工を予定しておりますので、おおむね、そのスケジュールどおりに進捗していると聞いてございます。

本多教育長　ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第３について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長　御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項１　江東区学校施設長寿命化計画（改訂素案）について説明願います。

学校施設課長。

西尾学校施設課長　それでは、報告事項１　江東区学校施設長寿命化計画（改訂素案）について御説明いたします。恐れ入ります、資料４－１を御覧願います。

初めに、１　改訂の背景・目的についてでございます。学校施設は区公共施設の総延床面積の５８％を占め、老朽化が進んでおり、計画的な改修・改築を進めるために、令和２年３月に「江東区学校施設長寿命化計画」を策定いたしました。

計画策定後、物価上昇や建設業の残業規制などの社会状況の変化と老朽化のさらなる進展、区の総合管理計画の改訂などに伴い、こうした状況の変化を反映するために、今回、改訂するものでございます。

続いて、２　計画の位置づけでございます。本計画は「江東区公共施設等総合管理計画」に基づく学校施設の個別施設計画となります。

次に、３　改訂素案の構成につきましては、６章構成としてございます。各章の内容については概要版にて御説明いたします。資料４－２のＡ３のページを御覧願います。

まず、１　長寿命化計画の背景・目的等ですが、先ほど御説明しましたとおりとなります。計画期間については１０年間とし、区の長期計画に合わせ、見直しを図ってまいります。

次に、２　学校施設の実態についてでございます。まず、運営状況・

活用状況についてですが、児童・生徒数は近年は微増傾向のため、当面保有量は維持します。施設関連経費は年間８０から９０億円で推移しております。物価上昇や設備機器の更新等により、年々、増加傾向にございます。建築年度別保有量につきましては、築３０年以上の建物が学校施設全体の５９％あり、今後、より一層、長寿命化を図る必要がございます。

続いて、老朽化状況でございます。構造躯体の健全性につきましては、長寿命化に不向きされるコンクリート強度１３．５Ｎ／ｍｍ^{2}以下の鉄筋コンクリート造の建物と旧耐震基準の鉄骨造で築４０年を経過した建物の合計が赤枠部分の全体の２４％ございます。これらの建物につきましては「要調査」とし、今後の詳細調査によって、長寿命化が可能か、判断してまいります。

続いて、構造躯体以外の劣化状況についてでございます。建物を６つの部位に分け、経過年数によって劣化状況を評価してございます。Ａが一番良好な状態で、Ｄに行くにつれて劣化している状況となります。どの部位もＡ及びＢ評価が７割程度を占めており、これまでの改修によって、おおむね良好な状況が維持されていると考えてございます。

続いて、３　学校施設整備の基本的な方針等についてでございます。学校施設の実態を踏まえた今後の方針ですが、基本的な方針につきましては、既存施設数を保持しながら、改築や長寿命化改修を計画的に実施し、老朽化等に対応してまいります。

長寿命化の方針につきましては、建物の状況に応じた更新年数を設定し、長寿命化改修を実施してまいります。

目標使用年数の目安は、旧耐震基準の建物は６５年、新耐震基準の建物は長寿命化を図って８５年といたします。ただし、旧耐震基準の建物についても、長寿命化が可能と判断した場合は、新耐震基準の建物と同様の８５年まで使用してまいります。

続いて、表の右側、４　学校施設整備の水準等についてでございます。改修等の整備水準につきましては、老朽化状況に応じて行う「部位別改修」と社会的ニーズ等の変化によるバリアフリー化、トイレの洋式化などの機能向上を併せて行ってまいります。構造躯体の長寿命化については、詳細調査等から総合的に判断し、改修内容を決定してまいります。

続いて、５　長寿命化の実施計画についてでございます。今後の実施計画の内容については、表のとおりとなります。新増築、改築、大規模改修、部位改修を改修サイクル、劣化状況、仮校舎の利用状況に応じ、進めてまいります。

実施計画にかかる今後の費用見通しにつきましては、今後３０年間で３，４７７億円、年平均で１１５．８億円となってございます。総合管理計画の試算と比較し、おおむね同等の水準と考えております。改修遅れ等によるさらなるコスト増加が生じないよう、適切な時期に改修を実施

してまいります。

最後に、６　計画の継続的運用方針についてでございます。状況変化等に対応し、計画を効果的に実施していくために３点挙げてございます。１つ目が推進体制等の整備として、各種点検の活用と学校と連携・協力により、学校施設の劣化状況等を確実に把握していくこと。２つ目が情報基盤の整備と活用として、工事履歴や劣化状況の一元管理によって、学校施設の正確な現状把握と施設整備計画への反映を行うこと。３つ目がフォローアップとして、劣化状況や学校教育環境の変化、児童・生徒数の推移等を反映して事業を実施していくこととしてございます。

改訂の素案についての説明は以上となりまして、資料４－１にお戻り願います。

４　改訂のスケジュールについてでございます。本日の報告の後、１２月の第４回定例会文教委員会で報告を行う予定でございます。その後、区報、ホームページにて素案に対する意見募集を行い、必要な修正を行った後、２月の教育委員会、３月の文教委員会で報告し、公表する予定でございます。

説明は以上でございます。

本多教育長　本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員　御説明ありがとうございます。確認ですけれども、何となく分かったような、分からないような感じなので、ちょっと視点を変えて、こどもとか保護者が、今のままのこどものニーズだったと仮定した場合、その保護者が、例えば改築となったら、具体的にどんな影響を受けるのかなと。長寿命化だったらどんな影響を受ける、大規模改修だったらどんな影響を受ける。例えば、これだと、いながら改修になるとか、引っ越しをして校舎を移転しなければいけないとか、そういう観点で言うと、どんな感じになりますか。

本多教育長　学校施設課長。

西尾学校施設課長　今回の長寿命化計画につきましては、主に建物の構造部分といいましょうか、ハード部分に対して、今後どう進めていくかということを定めるものでございます。今、安部委員がおっしゃられました改築、大規模改修の場合はどうかという点におきましては、基本的に区の長期計画でその位置づけがなされているわけでございますが、改築、大規模改修の場合は、基本的には仮校舎に移転して、仮校舎で学んでいただく形になります。先ほどお話の中でもありました、いながら改修ということで、今考えておりますのが、新耐震基準の建物の長寿命化を図っていくとき

に、校舎にいながらの２か年で工事を進めることと考えておりまして、今後そういう計画で進めていく予定でございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長　よろしいでしょうか。

安　部　委　員　はい。

本 多 教 育 長　ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項２　令和５年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果について御説明願います。

指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　それでは、令和５年度こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書について御報告いたします。初めに、本日の資料５を御覧ください。

まず、調査の概要について御説明いたします。

調査の目的については、（１）に示しております。本区独自の取組である「こうとう学びスタンダード」の定着状況を把握し、その結果を基に、さらに授業改善を図ることになります。

（２）調査対象についてですが、調査は本区の小学校及び義務教育学校前期課程２年生から中学校及び義務教育学校後期課程の３年生に対して行いました。

（４）調査実施日については、令和５年４月２６日、水曜日に実施しました。結果については、７月までに学校に返し、個人面談等の機会を活用するなどして保護者に渡しております。その後、詳細な結果を本報告書にまとめました。

次に、実際に配布しております報告書の冊子を使って御説明いたしますので、参考２の結果報告書を御覧ください。

初めに、小学校及び義務教育学校前期課程の状況について御説明いたします。ページをめくっていただいて、７ページ目に当たるんですが、スタンダードの後、白紙になって、小学校及び義務教育学校前期課程の概要のページがありますので、そこを御覧ください。このページには、小学校のデータの概要を示しております。

１枚おめくりいただき、８ページを御覧ください。基本的な知識の習得を確認するスタンダード問題と、習得した知識を活用するチャレンジ問題のそれぞれについて、定着度調査の平均正答率を記載しております。水色の棒グラフがスタンダード問題、ピンク色の棒グラフがチャレンジ問題の平均正答率となります。全学年、全教科でスタンダードの問題の

平均正答率はチャレンジ問題の正答率を上回っており、基礎基本の定着については成果が見られるものの、今後はこどもたちが習得した知識を応用したり、活用したりできるように授業改善を図っていくことが課題であると考えられます。なお、小学校４、５年生の英語につきましては、学習内容を考慮し、スタンダード問題のみの実施としております。

次の９ページから３５ページまでは、こどもたちへのアンケート結果となっております。

学び方、スタンダードに関する質問では、９項目中６項目で８０％以上の児童が「よくできる」、「できる」と回答しており、これまでの指導の成果であると考えております。

一方、１２ページを御覧ください。姿勢についてです。記載されている姿勢については、２学年で８０％を若干上回ったものの、それ以外の学年では８０％を下回っております。

次に、１６ページに記載されている家庭学習については、２学年と３学年で８０％を若干上回ったものの、それ以外の学年では８０％を下回っております。姿勢については、外部講師などを活用しながら、正しい姿勢のメリットをこどもたちに伝えたり、正しい姿勢を保つために必要となる体幹を意識させるような取組を実践したりするなど、各校が工夫しながら、こどもたちが正しい姿勢をとれるように改善を図っております。

家庭学習については、Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ　Ｗｅｄｎｅｓｄａｙの取組で、こどもたちが主体的に自ら探求する活動を設定しておりますので、さらに学習意欲を高めていく改善を図ってまいります。

次に、４０ページからは学年ごとのデータとなります。６年生を例に説明しますので、８２ページを御覧ください。ここには６年生の今後の定着度調査の結果を、スタンダード問題、チャレンジ問題別のクラブで示しております。スタンダードは１００％の定着を目指しておりますので、正答率が多い右の柱のグラフの人数を増やすことが目標です。学校においては、正当数の少ない左側にいるこどもたちに対して、電子ドリル等のデジタル教材を活用した個別学習や放課後学習教室等を効果的に活用して指導を充実させていくことなど、全てのこどもたちに対して、習得した知識を活用して課題を解決する学習活動を充実させることが必要になります。

８２ページの下から８３ページは、国語の正答率と各アンケートとのクロス集計の結果となっております。

８３ページの右下、結果の概要にはクロス集計の傾向を示しております。

結果の概要、２つ目の丸になりますが、学び方アンケートの各項目に「よくできる」と答えた児童の正答率は、「できない」と答えた児童の正答率よりも項目により９．３から２８．８ポイントも高くなっており、

学びスタンダードの重要性が分かります。

また、同じページの結果の概要欄の上の表を御覧ください。Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋに関するアンケートの結果が記載されております。「Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋを使った学習は楽しいですか」などの質問に肯定的に回答している児童は、否定的に答えた児童の平均正答率よりも高い正答率となっております。この傾向は、ほかの学年やほかの教科でも同様であるため、各校においては、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋを効果的に活用しながら、さらに授業改善を図っていくことが大切です。

次に、８８ページを御覧ください。このグラフは同一集団の回答状況の比較となっております。６年生の児童が前年度５年生時にはどのような回答をしていたのかが分かり、同じ集団の変化の状況を見ることができます。

次に、中学校及び義務教育学校後期課程の状況についてです。冊子の９５ページを御覧ください。小学校及び義務教育学校前期課程の状況と同じように、中学校のデータの概要をお示ししております。

１枚おめくりいただき、９６ページには、スタンダード問題とチャレンジ問題の平均正答率のグラフが、隣の９７ページから１１７ページまでは、こどもたちへのアンケート結果となっております。小学校及び義務教育学校前期課程の結果と同様、学び方スタンダードに関するアンケートやＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋに関するアンケートで肯定的に回答している生徒の平均正答率は、否定的に回答している生徒の正答率よりも高く、学びスタンダードの定着、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋを活用した授業改善が課題であると考えられます。特に家庭学習の項目については、Ｃｈｒｏｍｅｂｏｏｋを活用した主体的な学び、Ｃｈａｌｌｅｎｇｅ　Ｗｅｄｎｅｓｄａｙの活用が課題解決の手だてとなりますので、各校の効果的な実践例等を全校に共有してまいります。学校ごとの調査分析とともに、こどもたち一人一人の定着状況を丁寧に読み取り、主体的な学びのさらなる充実に向けたＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋ等を活用した指導方法の工夫改善や区独自の学びスタンダード強化講師等の人的支援の有効活用を図ってまいります。

報告は以上でございます。

本多教育長　それでは、本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員　説明ありがとうございます。確認ですけど、これは区独自の施策ということですので、各教科の先生方が御検討くださった問題をつくられたという理解でよろしいんですか。

本多教育長　指導室長。

飯塚指導室長　調査の内容については、昨年度から問題を変えております。これは業者が私たちのスタンダードの内容を意識した問題でつくられていますので、その前のところは委員会でつくられていましたけれども、今回は業者の作成したものとなっております。

本多教育長　安部委員。

安部委員　ありがとうございます。多分どちらにしても、業者等も含めて連携されていることだと思うんですけれども、予想と結果がどのぐらい乖離があったのかみたいなものですとか、来年に向けて、こういう問題にしたほうがいいとか、そういう評価みたいなものは、もうされているんでしょうか。

本多教育長　指導室長。

飯塚指導室長　詳細な分析はまだこれからとなりますけれども、昨年度、問題が変わって、今年度の結果を見ますと、グラフを見ていただくと分かるんですけれども、本当に同様な状況が見られます。これを見まして、やはり特定の問題とか、そういったところでつまずきが見られるのかなと思っております。そこら辺を見て、問題の改善等を図ってまいります。
以上です。

本多教育長　ほか、いかがでしょうか。
本田委員。

本田委員　ありがとうございます。２つ、関連性についてお尋ねしたいんですが、正しい姿勢とＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋの利用が関連していると感じているでしょうか、感じますかというのが一つ。
それと、数学のチャレンジ問題がやっぱりなかなか伸びないんだなと感じるんですけど、これはプログラミング教育と関連していますか。

本多教育長　指導室長。

飯塚指導室長　まず、姿勢とＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋの活用ですけれども、直接は関係ないと思うんですが、やはり姿勢がよく、学習に意欲的に取り組んでいる児童はＣｈｒｏｍｅｂｏｏｋも有効的に活用しているといったことが見られるのではないかと考えております。
算数、数学のチャレンジ問題とプログラミング教育の関係ですけれども、やはり論理的に筋道立てて考えるが必要ですので、プログラミング

教育とも関連があるのではないかと思っております。

以上です。

本 多 教 育 長　ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、細かな説明がありましたけれども、大事なのは、いつも言うように、一人一人に合わせた改善が必要であって、個票については既に随分前にこどもたちに渡っていますけれども、各学校がそれぞれの実態に応じて、授業改善、指導改善をしていくことが大事かなと思います。あくまで、ここにあるのは区の平均という形かなと思います。

しかしながら、見ていく中で、先ほど、例えば姿勢は全体的に低いということがありましたけれども、細かく見ると、ちょっとずつ数値が上がっているという状況があります。僕はそういったところを分析していく必要があるだろうなと思っています。

また、「好きですか」と聞かれた質問に対しての答えが年々低くなってきている。こどもたちの「好きか」ということに対する回答の感覚、そういったことも僕はしっかり見ていく必要があるだろうなとは思っています。要するに、「好きなのか」、「できるのか」ということに対するこどもたちの認識の違いだったり、そういったところもあると思います。

もっと細かく見ていきますと、例えば「話し方」、「聞き方」であったり、英語のところでのコミュニケーションであったり、相手の話を聞くこととか、自分の感じたことを伝えることとか、そういったところは微妙に数値が上がっているんですね。そういったところを見ていくと、昨今、こどもたちが自分の意見をしっかり持つとか、伝えるということに対しての意識が上がってきていることだったり、学校の授業がそういったことを取り入れ始めているというところが、僕は微妙に成果に出ているのではないかなとは思っています。

ただ、先ほど言った「好きですか」という質問について、少し下がっていることについては、やはり課題意識を持って、そもそも、この聞き方がいいのかということであったり、何が背景でこういう回答になっているのかということを僕はしっかり分析する必要があるだろうと思っています。

今週末に各校長先生方、スタンダードの検討委員の先生方にお集まりいただいて、これらについては分析をしていただいて、このことをさらに改善につなげていくことは重要だなと思っておりますので、調査をすることが目的ではありませんので、しっかりと改善につなげていきたいなと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項３　いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長　それでは、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態に係る調査結果について御報告いたします。資料６を御覧ください。

今年度発生した事案について、学校いじめ問題調査委員会における調査が終了しましたので御報告いたします。

重大事態については、１　重大事態とはのとおりでございます。本日報告する事案については、１の（２）の事案になります。それでは、説明いたします。

被害児童は小学校６年生です。主ないじめの態様は、悪口や嫌なことを言われるです。いじめに係る行為が行われたのは、令和５年４月１９日から令和５年６月２８日です。

事案の概要についてです。当該児童は、令和５年４月１９日以降から、同じ学級内の複数の児童から「気持ち悪い」等の悪口を言われるようになりました。

学校は被害児童の保護者から相談を受け、関係児童からの聞き取りを行い、当該児童に対するいじめについて認知するとともに、関係する児童や学級全体での指導を実施しました。

担任は被害児童や関係する児童等から丁寧に話を聞き、他の教職員と情報の共有をしながら対応していましたが、被害児童は長期の欠席に至ってしまいました。

現在、被害を受けた児童は、家庭とこどもの支援員による登校支援等を活用しながら、学校の別室に登校できており、在籍する学級の活動に参加できる日も増えてきております。

また、令和５年９月から、ブリッジスクール東大島教室への通室も開始し、週１回、通室しております。

今後も被害を受けた児童及び保護者の気持ちを第一に、当該学校と教育委員会が連携して継続的に支援を図ってまいります。

報告は以上です。

本多教育長　本件について質疑願います。

淺野委員。

淺野委員　この６年生の子は、小学校を卒業した後の進路というのは、もう相談されているんでしょうか。

本多教育長　指導室長。

飯塚指導室長　６年生ということで、中学校に進学ということですけれども、進路については、今、保護者から担任や管理職が相談を受けているところです。現在、当該児童は在籍する学級での活動にも参加できる場面が増えてきていますので、卒業に向けた活動にも取り組めていると報告を受けております。学校には、児童同士の関係性、当該児童の思いを丁寧に聞き取りながら、寄り添った対応を継続するように指導しております。

以上です。

本多教育長　よろしいでしょうか。

淺野委員　はい。

本多教育長　ほか、いかがでしょうか。

現状、少しずつ戻ることができているという状況の報告がありましたけれども、被害に遭った子が学校に来られないというのは、あまりいい状況ではないので、やはり、少しずつ戻ることができているということですが、こどもたちが、クラスにおいて、いじめを絶対に起こさないということについて、しっかりと学校で指導してもらいたいなと思います。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項４　令和４年度児童生徒の不登校、いじめの状況について説明願います。

指導室長。

飯塚指導室長　それでは、令和４年度児童生徒の不登校、いじめの状況について御報告いたします。資料７を御覧ください。

不登校及びいじめへの取組の充実は喫緊の課題であります。本調査は、各学校の前年度の不登校、いじめ等の状況について調査しているものであり、本日お示しいたします結果も昨年度のデータとなります。

まず、不登校の状況です。不登校の定義は、昨年度１年間に３０日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの要因・背景により登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあることを不登校としており、病気等を理由とする長期欠席児童・生徒は除いております。年間３０日の欠席を基準としておりますので、ほとんど学校には来ているが、結果として３０日以上欠席した児童・生徒、年度の前半は３０日以上の欠席が続いたものの、後半は学校復帰を果たした児童・生徒、また、ほとんど学校に来ることができていない児童・生徒等、様々な状況でございます。

（２）調査結果の概要についてです。不登校児童・生徒数は、小学校及び義務教育学校前期課程は４１６人、前年度は２９６人でしたので、１２０人の増加となっております。出現率は１．６３％で、前年度は１．

１７％でしたので、０．４６ポイントの増加となっております。中学校及び義務教育学校後期課程は５８６人で、昨年度の４４９人より１３７人の増となっております。出現率は７．０４％で、前年度の５．３９％から１．６５ポイントの増となっております。全国的な傾向と同様、小学校、中学校共に出現率は過去最高となっております。学校復帰率ですが、小学校、義務教育学校前期課程では３３％、中学校、義務教育学校後期課程では２０％となっております。不登校の主な要因ですが、小学校、義務教育学校前期課程、中学校、義務教育学校後期課程共に、「無気力、不安」が最も多く、次いで多いのは小学校、中学校共に学校に係る「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっております。要因については複合的な場合も多く、不登校の児童・生徒が抱えている問題の複雑化、困難化の傾向があると捉えております。

（３）これまでの取組についてです。平成３１年３月に「江東区不登校総合対策（第２次）」を策定し、学校と教育委員会が連携して、様々な不登校対策を講じております。本総合対策は、学校における不登校への支援を「未然防止」、「早期支援」、「学校復帰・自立支援」の３つの段階で示しております。

具体的な取組としては、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用した関係機関との連携及び長期欠席児童生徒対応の充実を図っております。教育センターにおける教育相談においても、不登校に対する支援を実施しており、指導主事、スクールソーシャルワーカー、心理司等が定期的にケース会議を実施することで、連携した不登校支援も実施しております。

ブリッジスクールについてですが、令和３年度から通室している児童・生徒を対象に、学習支援アプリを導入するとともに、区費のスクールカウンセラーを３名配置し、こどもたちや保護者の教育相談体制を強化しております。

また、増加する不登校児童・生徒に対応するために、これまで小学校３年生以上のこどもたちを対象にしていたものを、昨年度から小学校１年生以上に対象を拡大するとともに、今年度より通室日数の制限もなくしております。東大島教室については、今年度、もみじ幼稚園跡地に移転したことで受入れ人数が増加したのに加え、個別や集団での活動はもちろん、園庭を利用し、ビオトープや花壇の整備を地域の方々と行うなどの活動も実施できるようになりました。

ブリッジスクール以外の取組としては、登校しぶりが見られる児童・生徒への登校支援として、学校と家庭の連携事業の支援員を今年度小学校３校、中学校４校で実施しております。

加えて、不登校及び不登校傾向の児童生徒に対する教室以外の居場所における支援を行うことを目的として、「校内別室指導支援員配置事業」を令和５年度より小学校３校、中学校１２校で実施しております。

なお、昨年度のブリッジスクールの在籍児童・生徒数については、資料掲載のとおり、全体で１９６名在籍でした。中学校３年生在籍４７名のうち、４５名が上級学校へ進学いたしました。

（４）今後の対応についてです。不登校児童の置かれている状況は多様化してきております。こうした状況を踏まえ、現行の江東区不登校総合対策を今年度中に改訂し、学校における不登校への支援を「未然防止」、「早期発見」、「長期化への対応」の３つの段階で示すとともに、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援を充実させてまいります。

具体的には、現在３教室で運営しておりますブリッジスクールのそれぞれの教室の特色を明確化し、不登校児童・生徒が支援のニーズに応じて選択できるようにします。

また、多様化する不登校児童生徒の状況に対応し、支援０の児童・生徒０を実現するために、校内・校外における支援をさらに充実させてまいります。

次に、いじめの状況です。裏面を御覧ください。

まず、（１）いじめの定義についてです。児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外を問わないとなっております。この定義を捉えると、その子のためを思って好意で行ったことも、受けたこどもが心理的に苦痛を感じれば、それはいじめとなります。

次に、（２）調査結果の概要についてです。いじめの認知件数は、小学校、業務教育学校前期課程では３，６９９件、中学校、義務教育学校後期課程では４４２件の計４，１４１件であり、前年度より２４１件増加しております。いじめは、どの学校、そして誰にでも起こり得ることであり、小さないじめも見逃さず、いじめを認知することをちゅうちょしないよう、繰り返し学校に呼びかけてきた結果であると捉えており、いじめの定義に基づく学校におけるいじめの認知の精度は着実に上がってきていると捉えております。

次に、いじめを解消しているものの割合については、小学校、義務教育学校前期課程では８４．５％、中学校、義務教育学校後期課程では８７．１％であります。いじめの解消については、いじめの被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当な期間継続していることとしております。その相当の期間とは３か月を目安としております。であるため、いじめへの対応に当たっては、仲直りした、謝罪が済んだ、楽しそうに会話する姿が見られるようになったなど、表面的かつ安易な判断により、いじめが解消したことにはなりません。学校としては、これまで以上、いじめに対する個別の見守りに取り組ん

でいくことが大切です。

（３）これまでの取組についてです。本区では、平成２６年に「江東区いじめ防止基本方針」、「健全育成総合対策～いじめの防止に向けて～」を策定し、平成３０年３月に改定し、様々な対策を講じているところです。また、リーフレット『「いじめ見逃し０」をめざす』を全校に配布し、いじめが起きた際の対応方法を示しております。

また、年に２回、本区の「江東区いじめ問題対策連絡協議会」を開催しております。この会では、本区のいじめの状況や各学校での取組を具体的にお話しし、各機関の方々からも御意見をいただきます。今年度は１１月１７日、金曜日に第１回の江東区いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。明治大学の諸富祥彦教授に御参加いただき、「いじめの「空気」は変えられる」をテーマに御講演いただきました。

いじめへの対応については、学校ごとの「学校いじめ防止基本方針」に基づく全教職員の確実な対応の徹底をさらに図っていくこと、そして、「学校いじめ対策委員会」の確実な実施と組織的な対応の充実を進めているところです。専用のシートを活用した「ＰＤＣＡサイクルによる評価・改善」を実施することにより、毎年、学校での取組の見直しを図っております。

また、各学校は「いじめ防止において必ず取り組む１８の項目」に基づき、いじめ防止に関する年間計画を作成しており、いじめに関する授業を年間３回、いじめに関する教員研修を年間３回実施するとともに、毎年、ＤＶＤ教材等を活用した「ＳＯＳの出し方教育」の実施をしております。

さらに、今年度は６月の「江東区連携教育の日」において、いじめ問題をテーマに協議を実施しました。連携グループごとに、保幼小中が連携したいじめ対策について協議しました。当日、いじめ未然防止の授業を公開する学校や生徒会によるいじめ未然防止の取組の発表を行う学校もあり、区内の全ての教員が、いじめについて考える時間となりました。

このほか、中学生が小学校へ出向き、中学生自ら、いじめに関する授業を小学生に行うなど、小学校と中学校が連携して児童生徒主体のいじめ防止への取組を実施しております。こどもたち自身が、いじめは絶対許さないと声を上げていくことは非常に有効ないじめ対策になると考えております。

（４）今後の対応についてです。今後も引き続き、全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」を正しく理解し、いじめを確実に認知するなど、「いじめ防止において必ず取り組む１８の項目」の取組を徹底するよう、各校の校内研修や教育委員会主催の教員向けの諸研修において、リーフレット『「いじめ見逃し０」をめざす』や東京都教育委員会が発行している「いじめ総合対策（第２次）」という冊子を用い、研修を行ってまいります。

また、いじめを許さない学校、学級の風土を築き、全ての児童生徒にどんなことがあってもいじめは絶対に許さないという心情を育むため、児童生徒が主体となる、いじめ未然防止の取組を一層推進するとともに、「特別の教科　道徳」等を通して、多様性を認め、自他を尊重し、人権を侵害しない態度を育成するための人権教育を推進してまいります。

いじめによる重大事態を引き起こさないためには、学校が確実にいじめを認知し、「学校いじめ対策委員会」を中心とする組織的な早期対応が重要となります。そのため、教職員がいじめへのアンテナを高くし、組織的に対応できるよう、教育委員会主催の教員向けの研修会等において、繰り返し、いじめへの対応についての研修を実施してまいります。

報告は以上です。

本多教育長　それでは、本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員　御説明ありがとうございます。不登校の状況、（２）調査の概要の折れ線グラフの右側の学校復帰率ですけど、復帰率というのはどんなふうに計算しているものでしょうか。

本多教育長　指導室長。

飯塚指導室長　復帰率というのは、上の囲みのところにありますけれども、指導の結果、登校する、またはできるようになった児童・生徒の割合でございます。これは完全に学校復帰ということではなくて、全く学校に行けなかった子が少し行けるようになったとか、少しでも学校に行けるようになった、好転したところを表していますので、確実に全て学校に通えるようになったということではございません。

以上です。

本多教育長　安部委員。

安部委員　ということは、全然来られなかった子がオンラインでちょっと出来始めたみたいなものも、一応、改善の傾向みたいな感じで含まれているという認識でよろしいですか。

本多教育長　指導室長。

飯塚指導室長　はい、そのとおりです。

安部委員　はい、了解しました。

本 多 教 育 長　基本的には学校復帰なので、ほかのところに行っているのはちょっと違うという感覚ですので、我々、学校復帰のみが最終的に目指すところではないと思っています。これについては文科でずっとこのことを調査しているのでこういった調査になっていますけれども、これ自体が調査として今の状況に合っているのかとか、そういったことについてはしっかりと考えていく必要があるだろうなとは思っています。ありがとうございます。

安部委員。

安 部 委 員　ありがとうございます。おっしゃるとおりで、無理矢理学校に戻す必要はないよという動きがあるというのは認識しているので伺いました。

ブリッジスクールの件ですけれども、ブリッジスクールに行かなければいけないような状況のお子さんなので、ブリッジスクールに行くとき、受け入れる先生は毎回違った先生ということはないですよね、そういうことはありますか。

本 多 教 育 長　指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　担当の支援員とか相談員というのは一応決めて取り組んでいますので、毎回変わるといったことはありません。ただ、個別指導のみで行っているのではなくて、例えば自習であるとか、読書とか、そういったところも取り組んでいる状況もありますので、全て指導員とかがついているといったことではありません。

本 多 教 育 長　安部委員。

安 部 委 員　ありがとうございます。ちなみに、ブリッジスクール、今回、小１からも拡大していただいたりして、キャパ的な問題もいろいろあると思うんですけれども、小１から中３までの９学年でこれだけ、例えば教育センターとかだと、かなりの数を受け入れてくださっていると思うんですけど、もちろん同時ではないと思いますが、部屋が全部分かれているわけではないのかなと思うんですけど、ざっくり、どんな感じで行われているものになりますか。

本 多 教 育 長　指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　それぞれの教室の状況によって違うんですけれども、個別の指導に当たるところは、例えば、周りが見えるところが気になる児童生徒に対しては、パーテーションで区切って、そこで指導を行っております。また、

それが気にならないというか、みんなで学習している様子が分かるというところであれば、広いところで一緒に学習するような感じになっています。南砂教室は小集団での指導が一応基本となっていますので、小集団で授業を行っている状況でございます。

以上です。

本 多 教 育 長　ほか、いかがでしょうか。

本田委員。

本　田　委　員　取組の中の学校と家庭の連携事業について、どういうことをしているのか、もう少し具体的な内容を教えていただいてもいいですか。

本 多 教 育 長　指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　学校と家庭の連携推進事業ですけれども、これは東京都の事業でございまして、この指定を受けた学校は、家庭とこどもの支援員が配置されます。家庭とこどもの支援員は、例えば登校しぶりで、なかなか家を出られない児童・生徒の家庭を訪問して、一緒に登校する。そして、登校した後は別室で支援に当たる、そういったことができる制度です。別室指導支援員は別室に登校した児童生徒への支援となりますけれども、家庭とこどもの支援員は登校を促すこともできる取組でございます。

以上です。

本 多 教 育 長　よろしいでしょうか。

本田委員。

本　田　委　員　ブリッジスクールは基本的には保護者が送り迎えということだと思うんですけど、その場合は、結局、親だと行けないけれども、支援員さんみたいのだったら行けるというときは、お任せすることができるんですか。

本 多 教 育 長　指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　基本、家庭とこどもの支援員は学校と家庭をつなぐということで、ブリッジスクールとはちょっと違うのかなと思います。ブリッジスクールに関しては、他の課の登校サポートとかもありますので、そういったものを活用すれば送り迎えは可能になるのかなと思いますが、やはりブリッジスクールも柔軟に対応していくということで、どうしても親が送り迎えをすることができないところについては、相談して、状況改善にも努めているところですので、個別に対応しております。

以上です。

本 多 教 育 長　本田委員。

本　田　委　員　ブリッジスクールの流れですけど、豊洲・有明方面がないという声は上がっていると思うんですが、その計画とかは全くない状況でしょうか。

本 多 教 育 長　指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　南部地区のブリッジスクールについては、今後の課題として検討しているところですが、適切な土地というか場所ですね、施設、そういったところも区全体で考えていかなければいけないところかなと思っています。ただ、その課題の意識はございます。

以上です。

本 多 教 育 長　ほか、いかがでしょうか。

安部委員。

安　部　委　員　いじめのほうですけど、今まで何度か、いじめの重大事態で御報告いただいてきたと思うんですが、僕の認識では、そのときの報告の流れというか、発見のきっかけって、ほとんどが保護者からの訴えばかりな気がするんですよね。一番身近に担任の先生がいるはずなのに、そこからは出ないのかなというのはちょっと不思議な感じがしていて、重大なもの以外に関しては結構あるのかどうなのかという意味では、これだけのいじめがあるよという件数のうち、例えば先生からの指摘で発見されて解決したものというのは――解決というか、指摘そのものは、どの程度の割合あるものでしょうか。

本 多 教 育 長　指導室長。

飯 塚 指 導 室 長　いじめ発見のきっかけは、本人が担任に相談した、これが一番多い件数でございます。いじめ重大事態は保護者からの訴えによりというような報告がほとんどだったと思いますけれども、やはりそれだけ見えにくいいじめで、重大事態に至っているところです。多くは本人から担任に相談したことによります。今のところ、担任が発見したとかというのは数としては手持ちにないんですけれども、やっぱり授業の様子とかを見て発見するといったケースもございます。ちょっと割合は言えないんですけれども。

本 多 教 育 長　先ほど室長から、先日、いじめ問題対策連絡協議会で講師を招いて講

演がとありましたけれども、その中でテーマになっていたのが、空気を変えるということでした。私も担任をしてきた中で非常に経験したことはありますけれども、やはり担任の先生が、この空気は変だなということに、まず敏感に気づく必要があるんですね。なので、こどもがいじめを受けたとか、いじめが起きる前に、クラスにある空気ですね。この空気をこのままにしておくといじめが起きるなということであったり、そういったことに敏感に反応していくことが必要だなと思っています。そういった部分では、安部委員から御指摘があった先生がもっと気づいたことがあるのではないかということはまさにそこで、先生がこどもたちの変化であったり、空気の変化に敏感に気づいていくことで、未然防止であったり、早期対応ができるところがあります。なので、そういったところの精度を上げていく必要があるだろうと僕は思っていて、各学校に対しても、常々そういった話をしているところでありますけれども、改めて、今御指摘もあったような担任の敏感な反応、こどもたちの変化に気づくということですね、しっかり精度を上げていきたいなと思っています。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今、いじめと不登校の報告がありました。この２つについては、本区においては非常に重要な対策だと思っておりますし、重要な問題だと思っております。特に不登校については、本来、学校が全てのこどもたちにとって魅力的な場であることが必要だと私は思っています。全ての児童が学校へ行きたいと思えば、学校に行く気持ちになると思うんですね。それが様々な状況の中で、なかなか学校に向かない、向くことができないことが起きているのが現状で、では、そういった子たちにとってはどうかと考えたときに、学校が魅力的になれていないのであれば、ほかのところで魅力的な場、その子が行けるような学びの場を多様に準備していく必要があるだろうと思っています。その一つの選択肢がブリッジスクールであるわけで、区といたしましては、様々なその子その子の学びを保障する、行きたくなる場をしっかりとつくっていくことが必要だろうと思っています。

不登校については、先ほど、総合対策の見直しという話もありました。そこをしっかりと改善しながら対応していきたいと思っています。資料の中にある出現率ですけれども、見ていただいたとおりで、グラフがぐっと右上がりになっているわけですよね。これはそもそも、ずっと長い間、中学校では出現率３．０、小学校では０．３というのが一つの基準で、ずっと横ばいであったわけですけれども、そこからぐっと増えてきている状況をやっぱり重く認識していく必要があるだろうとは思っています。

指導室長から説明がありましたけれども、主な要因の中で、「無気力、不安」というのが一番多いということですが、これは「無気力」と「不

安」が併記されていますけれども、我々としては「不安」が多いと認識していますし、そこの項目を見ていただければ分かるんですけれども、複数選択肢なんですね。２つまで挙げることができるので、「無気力」、「不安」を選択している部分が多いので、結果として、ここが要因として増えていると報告されています。

しかしながら、報道等でも言われているように、任意の保護者に対する調査をすると、学校や先生に対するこどもの不安というのが挙げられていることもありますので、先ほど言いましたように、学校が魅力的な場所になる、行きたくなる場所になるというところでは、一人一人のそういった要因をしっかり分析した上で対応していかなければいけないなと思っています。

また、各委員からも質問がありましたいじめの状況でありますけれども、解消している割合が上がってきているというところ、今まで以上に丁寧に見ているのに解消率が上がっているということについては、私は成果として評価できるだろうと思っています。しかしながら、いじめについては、先ほどのスタンダード定着度調査の児童生徒の意識調査の中にもありましたけれども、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」ということがやはり１００になるというところまで目指していく取組が必要だと私は思っています。全てのこどもたちがそう答えられる、それでも、今のいじめの定義によれば、絶対ゼロにはなかなかできない状況がございますので、しっかりとこどもたちの意識を変えていきたいと思っています。

現在、各生徒会とか児童会とかを中心に、こどもたちの主体的な取組をしっかりと進めていただいているわけですけれども、やはり、いじめは被害者も加害者もこどもであるというところが重要だと僕は思っていますので、こどもたちの意識を変えていくところに学校と共にしっかりと力を尽くしてまいりたいと思っております。今後もしっかりと対応を続けていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項１　令和６年度学校用務業務の委託実施校についてを審議いたしたいと存じます。本案について、事務局より説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長　それでは、協議事項１　令和６年度学校用務業務の委託実施校について御説明いたします。資料９をお願いいたします。

まず、学校用務職員につきましては、区の行政改革の方針によりまして、原則、退職不補充としてございまして、毎年度、退職数に合わせまして、用務業務につきまして民間委託をしている状況でございます。

今般、令和６年度の新規委託校につきまして、１の記載の２校園、辰

巳小学校、辰巳幼稚園としたいと考えてございます。

今後は、来年１月に委託事業者を決定いたしまして、４月から委託実施を開始してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。御協議方、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長　本件について質疑願います。

安部委員。

安　部　委　員　御説明ありがとうございます。今の退職不補充というルールは、どういった理由から来ているものでしょうか。

本 多 教 育 長　庶務課長。

星 名 庶 務 課 長　学校を含め、行政業務の効率的な運営というところの中の民間活力を活用していくというところになってございます。民間でできるところについてはサービスアップにもつながる、金銭的にも廉価になるという中で、基本的には用務職員については退職不補充にして、民間委託をしていくというような流れになってございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長　よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。協議事項１について、承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長　御異議ありませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして、令和５年第５回江東区教員委員会臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。